

議案第 4 号 埼玉西部消防組合行政手続条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(聴聞の通知の方式) 第 1 5 条 (略) (1)～(4) (略) 2 (略) (1)・(2) (略) 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く</u>	(聴聞の通知の方式) 第 1 5 条 (略) (1)～(4) (略) 2 (略) (1)・(2) (略) 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第 1 項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知が到達したものとみなす。</u>

措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第１６条 前条第１項の通知を受けた者（同条第４項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

２～４ （略）

(続行期日の指定)

第２２条 （略）

２ （略）

３ 第１５条第３項及び第４項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第３項及び第４項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第２９条 第１５条第３項及び第４項並びに第１６条の規定

(代理人)

第１６条 前条第１項の通知を受けた者（同条第３項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

２～４ （略）

(続行期日の指定)

第２２条 （略）

２ （略）

３ 第１５条第３項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第３項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「揭示を始めた日から２週間を経過したとき」とあるのは「揭示を始めた日から２週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあつては、揭示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第２９条 第１５条第３項及び第１６条の規定は、弁明の機

は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。